

医療法人成りのポイント ～メリット編～

医療事業部より
平成 26 年 12 月

平成 19 年 4 月 1 日改正後の医療法人(出資持分のない医療法人)の設立は、メリットがないとお考えの方も多いと思います。第5次医療法改正後、そう思われてしまっている原因は、解散時の残余財産の帰属先が変更になったことが大きな要因だと思われます。

改正前:残余財産は出資持分に応じて出資者に分配

改正後:拠出者(出資者)には、拠出相当額のみが返還され、残余財産の帰属先が、
国・地方公共団体・公的医療機関の開設者・他の医療法人・医師会に限定

当然、長年病院を運営して一生懸命貯めた財産が最終的に国等に帰属ということでは、納得いかない!と思われるはずですが、これは解散の場合の話なのです。解散せずに後継者に承継させる場合は、上記のような心配は無用となります。

仮に解散が予定されている場合でも、事前に役員報酬や退職金を計画的に設定することにより、個人の資産へ移行させることで解決できます。

医療法人のメリット

もともと医療法人の設立には様々なメリットがあります。それは改正後も変わりありません。今回はメリットの一部をご紹介します。

対外的信頼性の向上

医療法人化した場合、家計の収支と病院の収支を完全に分けることとなるため、金融機関に対する信頼性が増し、個人の時より資金調達が楽になります。

給与所得控除

まず前提として、法人となった場合、院長先生と医療法人は別人格となるため、病院から院長先生へ給与(経費となる)を支払うことができます。個人の場合は、院長先生 1 人ですので、自分から自分へ給与を支払うことはもちろん出来ません。

利益に対して課税される税金は、法人の場合は「法人税 + 給与に課される所得税」、個人の場合は「所得税」のみとなります。場合によっては、法人になった場合の「法人税 + 給与に係る所得税」の合計額の方が、個人事業の場合の「所得税」より少なくなる可能性があります。

例えば、売上が 1 億円、経費が 6,000 万円(院長先生への給与は含みません)、所得 4,000 万円の病院があったとします。個人の場合、院長先生への給与はありませんので、所得 4,000 万円が事業所得として所得税が課税されます。法人の場合は、この 4,000 万円の所得から院長先生に役員報酬を支払います。4,000 万円すべてを役員報酬として支払えば、法人の所得は 0 円となり、法人税は課税されません。

一見、事業所得と給与はどちらも 4,000 万円で同じように思えますが、課税される所得の金額が以下のように異なってきます。

事業所得は所得 4,000 万円から青色申告特別控除の 65 万円を差引いた 3,935 万円に対して所得税が課税されます。一方、給与の場合は、給与所得控除 245 万円(給与が 1,500 万円超の場合は 245 万円)を差引いた 3,755 万円に対して所得税が課税されます。よって、差額 180 万円分課税される金額を少なくすることが出来ます。

また、法人の場合は、役員退職金を支払うことが出来ます。所得税法上、退職金は退職所得控除、1/2 課税と給与所得より更に優遇されていますので、節税効果はより大きくなります。

このように、改正による影響を受けないメリットもありますので、ご参考にして下さい。

次回は医療法人成りのデメリットについてご説明いたします。